

国土交通省高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画

令和2年7月

国土交通省

目 次

第一	基本的な考え方.....	1
第二	措置の内容.....	4
第三	進捗状況と対応方針.....	6
第四	実施状況の点検.....	23
第五	その他の措置.....	24

第一 基本的な考え方

平成 28 年 5 月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「特別措置法」という。）が改正され、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者に対し、表 1 に記載する中間貯蔵・環境安全事業株式会社の事業対象地域ごとに定める計画的処理完了の 1 年前を処分期間の末日として、当該処分期間内に高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分又は処分委託することが義務付けられるとともに、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有事業者に対し、処分期間内に廃棄（ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。以下同じ。）すること等が義務付けられた。

また、特別措置法の施行（平成 28 年 8 月 1 日）に先駆けて、同年 7 月に閣議決定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）」（令和元年 12 月に一部変更）において、各省庁は、その所掌事務に係る施設等において保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有している高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について、「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）」を策定するとともに、当該実行計画の実施状況について、毎年度公表することとされた。

本実行計画は、基本計画の記述に基づき、国土交通省が保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有している高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の早期の処分委託及び廃棄その他の措置を実行するために必要な事項を定めるものである。

なお、本計画の対象期間は、令和 2 年 7 月から令和 5 年度末（中間貯蔵・環境安全事業株式会社の北海道事業における安定器及び汚染物等の計画的処理完了期限。）までとする。

【表1】中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設ごとの計画的処理完了期限等（基本計画より抜粋、一部加筆。）

事業名（実施場所）	処理対象	事業対象地域	事業対象地域以外に保管されている処理対象物	施設能力	事業の時期	
					計画的処理完了期限	事業終了準備期間*
北九州 （福岡県北九州市若松区響町1丁目）	大型変圧器・コンデンサー等	A地域	C地域の車載変圧器の一部、D地域のコンデンサーの一部	1.5トン/日（ポリ塩化ビフェニル分解量）	平成31年3月31日	平成31年4月1日から令和4年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	A地域、B地域及びC地域（大阪PCB処理事業所及び豊田PCB処理事業所における処理対象物を除く。）		10.4トン/日（安定器及び汚染物等の量）	令和4年3月31日	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
大阪（大阪府大阪市此花区北港白津2丁目）	大型変圧器・コンデンサー等	B地域	C地域の車載変圧器の一部及び特殊コンデンサーの一部、E地域の特殊コンデンサーの一部	2.0トン/日（ポリ塩化ビフェニル分解量）	令和4年3月31日	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	B地域（小型電気機器の一部に限る。）			令和4年3月31日	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
豊田（愛知県豊田市細谷町3丁目）	大型変圧器・コンデンサー等	C地域	B地域のポリプロピレン等を使用したコンデンサーの一部	1.6トン/日（ポリ塩化ビフェニル分解量）	令和5年3月31日	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	C地域（小型電気機器の一部に限る。）			令和5年3月31日	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

東京（東京都江東区青海3丁目地先）	大型変圧器・コンデンサー等	D地域	C地域の車載変圧器の一部、E地域の大型変圧器の一部	2.0トン／日（ポリ塩化ビフェニル分解量）	令和5年3月31日	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	D地域（小型電気機器の一部に限る。）	北九州PCB処理事業所及び大阪PCB処理事業所から発生する廃粉末活性炭		令和5年3月31日	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
北海道（北海道室蘭市仲町）	大型変圧器・コンデンサー等	E地域		1.8トン／日（ポリ塩化ビフェニル分解量）	令和5年3月31日	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	D地域及びE地域（東京PCB処理事業所における処理対象物を除く。）			12.2トン／日（安定器及び汚染物等の量）	令和6年3月31日

（注）事業対象地域については、以下のとおり。

- A地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
- B地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- C地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- D地域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- E地域：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県

※事業終了準備期間：基本計画に記載する発生量に含まれない高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理や、処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行う期間等を勘案し、計画的処理完了期限の後に、事業終了準備期間が設けられた。

第二 措置の内容

基本計画第5章において、各省庁が実行計画で定めるべきものとされている事項を踏まえ、以下の取組を進めるものとする。

1. 国土交通省が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管・所有の実態調査及び早期処理の実施

国土交通省が管理する施設等において、特別措置法に基づく保管状況等の届出又は電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく管理状況の届出がされている高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管・所有量を網羅的に把握する。

また、国土交通省が管理する施設等が保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について、特別措置法で定める処分期間内に早期の処理を完了するように、中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄、中間貯蔵・環境安全事業株式会社への処分委託等を確実に行うとともに、これらの取組をできる限り加速する。また、処分期間は中間貯蔵・環境安全事業株式会社が整備する全国5箇所の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとに異なるため、事業対象地域ごとの保管量及び・所有量を把握し、それぞれの処分期間に応じて明確な進捗管理を行う。

さらに、電気事業法において事業用電気工作物設置者に義務付けられている年次点検等による徹底した調査を実施することで、未判明・未届出となっている高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品についても、特別措置法に基づく届出及び期限内の処理を確実なものとする。

2. 補助金の交付等を行っている施設等^{*1}の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管・所有の実態調査及び早期の処分委託・廃棄に係る要請

国土交通省が所管する独立行政法人及び特殊法人（以下「独立行政法人等」という）が管理する施設等において、特別措置法に基づく保管状況等の届出又は電気事業法に基づく管理状況の届出がされているポリ塩化ビフェニ

ル廃棄物又はポリ塩化ビフェニル使用製品の保管・所有量を網羅的に把握する。その際、確認漏れがないよう、環境省からの依頼に基づき、再度の確認を実施するよう要請するとともに、毎年度フォローアップ調査を行い、その進捗状況に応じて、さらに必要な要請を行う。

また、独立行政法人等が管理する施設等が保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分及び所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄に向けたスケジュールを把握し、処分期間内にできるだけ早期の処理を完了するように、中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄、中間貯蔵・環境安全事業株式会社への処分委託等を要請する。

さらに、電気事業法において事業用電気工作物設置者に義務付けられている年次点検等による徹底した調査を実施することで、未判明・未届出となっている高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品についても、特別措置法に基づく届出及び期限内の処理を確実なものとするよう要請する。

- ※1 基本計画に定めのある「補助金の交付等を行っている施設（地方公共団体の管理する施設等を除く。）等」とは、各省庁が所管する独立行政法人及び特殊法人であって、運営費交付金を交付している独立行政法人又は施設等の建設・維持・管理に対し、国の補助金等が充てられている独立行政法人及び特殊法人が管理する施設等に限るものとする。

3. その他の施設等^{※2}に対する早期処理に係る周知

国土交通省が所管する事業に関する業界団体等に対して、実態把握及び処理期間内の一日でも早い処理委託に関する周知を行う。

- ※2 基本計画で定めのある「その他の施設等」とは、各省庁の所管業界団体、2. で対象とした法人以外の各省庁が関係する独立行政法人・特殊法人が管理する施設等をいう。

第三 進捗状況と対応方針

1. 国土交通省が管理する施設等が保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分期間内の早期処理に向けた進捗状況

(1) 国土交通省が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品所有量等（平成31年3月末時点）

国土交通省が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管量、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有量等について、表2のとおり示す。

【表2】国土交通省が管理する施設等における保管量・所有量等（総括表）（平成31年3月末時点）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定※
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	個	52	52	令和2年度中
	個	12	3	未定
	台	5	5	令和元年度中
	台	11	9	令和2年度中
	台	5	4	令和3年度中
	台	2	2	令和4年度中
安定器	個	4,330	4,330	令和元年度中
	個	4,338	4,338	令和2年度中
	個	1,964	1,964	令和3年度中
	個	4,204	4,204	令和4年度中
	個	475	475	未定
	台	1,100	1,078	令和元年度中
	台	1,150	1,065	令和2年度中
	台	9	2	未定
	缶	38	38	令和元年度中
	缶	18	17	未定
小型変圧器・	個	89	89	令和元年度中

コンデンサー	個	10	10	令和2年度中
	個	30	30	未定
	台	54	53	令和元年度中
	台	16	0	令和2年度中
	台	1	0	令和3年度中
	台	1	0	未定
	缶	1	1	未定
その他汚染物 等	個	6	6	令和元年度中
	個	31	30	令和2年度中
	個	1	1	未定
	台	1	1	令和元年度中
	kg	7,645	25	令和2年度中
	kg	83	83	令和4年度中
	kg	20	20	未定
	缶	11	8	令和元年度中
	缶	52	21	令和2年度中
	缶	1	0	令和3年度中
	缶	4	4	令和4年度中
	缶	59	59	未定
	箱	2	2	令和元年度中
	箱	3	3	未定

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	廃棄予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	0	0	—
安定器	台	17	0	令和2年度中
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	—
その他汚染物等	台	1	0	令和4年度中

※ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社との調整事項であり、変更がありうるもの。

- (2) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとの高濃度ポリ塩化ビフェニルを含有する変圧器、コンデンサー、廃PCBの保管量、所有量等

国土交通省が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品のうち、変圧器、コンデンサー、廃PCBの、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとの保管量及び所有量等について、表3～表8のとおり示す。

【表3】国土交通省が管理する施設等における中間貯蔵・環境安全事業株式会社の事業対象地域ごとの保管量・所有量等（総括表）（平成31年3月末時点）
 <高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量				
		北海道事業対象地域	東京事業対象地域	豊田事業対象地域	大阪事業対象地域	北九州事業対象地域
大型変圧器等	台	0	0	0	0	0
大型コンデンサー等	個	9	3	0	52	0
	台	4	13	0	6	0

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

種別	単位	所有量				
		北海道事業対象地域	東京事業対象地域	豊田事業対象地域	大阪事業対象地域	北九州事業対象地域
大型変圧器等	台	0	0	0	0	0
大型コンデンサー等	台	0	0	0	0	0

【表4】北海道事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期間：令和4年3月31日まで）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデン	個	9	0	未定

サー等	台	4	2	令和2年度中
-----	---	---	---	--------

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	廃棄予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	0	0	—

【表5】東京事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期間：令和4年3月31日まで）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	個	3	3	未定
	台	6	6	令和元年度中
	台	2	2	令和2年度中
	台	5	5	令和3年度中

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	廃棄予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	0	0	—

【表6】豊田事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期間：令和4年3月31日まで）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定
大型変圧器等	台	0	0	—

大型コンデンサー等	台	0	0	—
-----------	---	---	---	---

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	廃棄予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	0	0	—

【表 7】 大阪事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期間：令和 3 年 3 月 31 日まで）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	個	52	52	令和元年度中
	台	5	5	令和元年度中
	台	1	0	令和 2 年度中

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	廃棄予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	0	0	—

【表 8】 北九州事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期間：平成 30 年 3 月 31 日まで）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデン	台	0	0	—

サー等				
-----	--	--	--	--

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	廃棄予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	0	0	—

(3) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとの高濃度ポリ塩化ビフェニルを含有する安定器及び汚染物等の保管量、所有量等

国土交通省が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品のうち、安定器及び汚染物等の、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとの保管量及び所有量等について、表9～表11のとおり示す。

【表9】国土交通省が管理する施設等における中間貯蔵・環境安全事業株式会社の事業対象地域ごとの保管量・所有量等（総括表）（平成31年3月末時点）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	
		北海道事業対象地域	北九州事業対象地域
安定器	個	13,578	1,733
	台	204	2,055
	缶	29	27
小型変圧器・コンデンサー	個	26	80
	台	3	67
	缶	1	0
その他汚染物	個	7	31
	台	0	1
	箱	4	1
	缶	105	22

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

種別	単位	所有量	
		北海道事業対象地域	北九州事業対象地域

安定器	台	0	17
小型変圧器・ コンデンサー	台	0	0
その他汚染物	台	1	0

【表 10】北海道事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期間：令和5年3月31日まで）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境 安全事業株式会 社への登録済量	処分予定
安定器	個	4,018	4,018	令和元年度中
	個	3,026	3,026	令和2年度中
	個	1,964	1,964	令和3年度中
	個	4,204	4,204	令和4年度中
	個	366	366	未定
	台	55	33	令和元年度中
	台	140	27	令和2年度中
	台	9	2	未定
	缶	11	11	令和元年度中
	缶	18	17	未定
小型変圧器・ コンデンサー	個	9	9	令和元年度中
	個	10	10	令和2年度中
	個	7	7	未定
	台	1	0	令和元年度中
	台	1	0	令和3年度中
	台	1	0	未定
その他汚染物 等	缶	1	1	未定
	個	4	4	令和元年度中
	個	3	3	令和2年度中
	kg	7,620	0	令和2年度中
	kg	83	83	令和4年度中
箱	1	1	令和元年度中	

	箱	3	3	未定
	缶	10	7	令和元年度中
	缶	31	0	令和2年度中
	缶	1	0	令和3年度中
	缶	4	4	令和4年度中
	缶	59	59	未定

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	廃棄予定
安定器	台	0	0	—
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	—
その他汚染物等	台	1	1	令和3年度中

【表 11】北九州事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期間：令和3年3月31日まで）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定
安定器	個	312	312	令和元年度中
	個	1,312	1,312	令和2年度中
	個	109	109	未定
	台	1,045	1,045	令和元年度中
	台	1,010	968	令和2年度中
	缶	27	27	令和元年度中
小型変圧器・コンデンサー	個	80	80	令和元年度中
	台	52	52	令和元年度中
	台	15	0	令和2年度中
その他汚染物等	個	2	2	令和元年度中
	個	28	27	令和2年度中
	個	1	1	未定
	台	1	1	令和元年度中
	kg	20	20	未定

	箱	1	1	令和元年度中
	缶	1	1	令和元年度中
	缶	21	21	令和2年度中

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	廃棄予定
安定器	個	17	17	令和2年度中
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	—
その他汚染物等	kg	0	0	—

2. 国土交通省が管理する施設等が保管・所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分期間内の早期処理に向けた対応方針

国土交通省が管理する施設等において保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、速やかに中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録を実施し、処分までの見通しを立てることとする。また、当該見通しに基づき、今後第四に示す方法で点検を行うこととする。

3. 独立行政法人等が管理する施設等が保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分期間内の早期処理に向けた進捗状況等

- (1) 独立行政法人等が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管量及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有量（平成31年3月末時点）

独立行政法人等が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管量、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有量等について、表12のとおり示す。

【表12】国土交通省が所管する独立行政法人等が管理する施設等における保管量・所有量

等（総括表）（平成31年3月末時点）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定
大型変圧器等	台	1	0	令和元年度中
大型コンデンサー等	個	1	0	未定
	台	23	23	令和元年度中
	台	11	10	令和2年度中
	台	7	1	令和3年度中
	台	3	0	未定
安定器	個	186	186	令和元年度中
	個	13,307	13,307	令和2年度中
	個	312	263	令和3年度中
	個	2,273	1,563	未定
	台	11	11	令和元年度中
	台	202	7	令和2年度中
	台	2,397	2,222	未定
	缶	411	411	令和元年度中
	缶	32	32	令和2年度中
缶	3	3	令和3年度中	
小型変圧器・コンデンサー	個	1,625	19	令和元年度中
	個	36	36	令和2年度中
	個	191	58	未定
	台	13	12	令和2年度中
	台	1	0	令和3年度中
	台	321	321	未定
その他汚染物等	個	7	7	令和2年度中
	個	43	7	未定
	台	301	300	令和元年度中
	台	7	7	未定
	kg	20	20	未定
	缶	7	0	令和元年度中
	缶	11	11	令和2年度中
	缶	1	0	未定

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	廃棄予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	個	0	0	—
安定器	個 台	66 1	0 0	未定 令和2年度中
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	—
その他汚染物等	台	0	0	—

(2) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとの高濃度ポリ塩化ビフェニルを含有する変圧器、コンデンサー、廃PCBの保管量、所有量等

独立行政法人等が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品のうち、変圧器、コンデンサー、廃PCBの、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとの保有量及び所有量等について、表13～表18のとおり示す。

【表13】国土交通省が所管する独立行政法人等が管理する施設等における中間貯蔵・環境安全事業株式会社の事業対象地域ごとの保管量・所有量等（総括表）（平成31年3月末時点）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量				
		北海道事業対象地域	東京事業対象地域	豊田事業対象地域	大阪事業対象地域	北九州事業対象地域
大型変圧器等	台	1	0	0	0	0
大型コンデンサー等	台	26	9	10	0	0

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

種別	単位	所有量				
		北海道事業	東京事業	豊田事業	大阪事業	北九州事

		対象地域	対象地域	対象地域	対象地域	業対象地域
大型変圧器等	台	0	0	0	0	0
大型コンデンサー等	個	0	0	0	0	0

【表14】北海道事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期間：令和4年3月31日まで）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定
大型変圧器等	台	1	0	令和元年度中
大型コンデンサー等	台	23	23	令和元年度中
	台	3	0	未定

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	廃棄予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	0	0	—

【表15】東京事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期間：令和4年3月31日まで）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	7	7	令和2年度中
	台	1	1	令和3年度中
	台	1	0	未定

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安	廃棄予定
----	----	-----	----------	------

			全事業株式会社への登録済量	
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	0	0	—

【表 16】 豊田事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期間：令和4年3月31日まで）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	4	3	令和2年度中
	台	6	0	令和3年度中

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	廃棄予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	0	0	—

【表 17】 大阪事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期間：令和3年3月31日まで）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	0	0	—

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	廃棄予定

大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	個	0	0	—

【表 18】北九州事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期間：平成 30 年 3 月 31 日まで）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	0	0	—

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	廃棄予定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	0	0	—

(3) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとの高濃度ポリ塩化ビフェニルを含有する安定器及び汚染物等の保管量・所有量等

独立行政法人等が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品のうち、安定器及び汚染物等の、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとの保管量及び所有量等について、表 19～表 21 のとおり示す。

【表 19】国土交通省が所管する独立行政法人等における中間貯蔵・環境安全事業株式会社の事業対象地域ごとの保管量・所有量等（総括表）（平成 31 年 3 月末時点）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量
----	----	-----

		北海道事業対象地域	北九州事業対象地域
安定器	個	14,762	1,316
	台	2,014	591
	缶	422	24
小型変圧器・コンデンサー	個	1,780	11
	台	0	322
その他汚染物	個	47	3
	kg	20	0
	台	308	0
	缶	18	1

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

種別	単位	所有量	
		北海道事業対象地域	北九州事業対象地域
安定器	個	0	66
	台	0	1
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0
その他汚染物	kg	0	0

【表20】北海道事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期間：令和5年3月31日まで）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定
安定器	個	150	150	令和元年度中
	個	13,313	13,313	令和2年度中
	個	312	263	令和3年度中
	個	1,034	493	未定
	台	312	311	令和元年度中
	台	2,010	1,833	未定
	kg	20	20	未定
	缶	418	411	令和元年度中
	缶	19	19	令和2年度中
	缶	3	3	令和3年度中

小型変圧器・ コンデンサー	個	1,625	19	令和元年度中
	個	31	31	令和2年度中
	個	124	2	未定
その他汚染物 等	個	6	6	令和2年度中
	個	41	36	未定
	台	301	300	令和元年度中
	台	7	0	未定
	kg	20	20	未定
	缶	7	0	令和元年度中
	缶	11	11	令和2年度中

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安 全事業株式会社へ の登録済量	廃棄予定
安定器	台	0	0	—
小型変圧器・ コンデンサー	台	0	0	—
その他汚染物 等	kg	0	0	—

【表21】北九州事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期間：令和3年3月31日まで）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安 全事業株式会 社への登録済量	処分予定
安定器	個	36	36	令和元年度中
	個	1,280	1,075	未定
	台	202	7	令和2年度中
	台	389	389	未定
	缶	24	24	令和2年度中
小型変圧器・ コンデンサー	個	11	0	未定
	台	1	0	令和2年度中
	台	321	321	未定
その他汚染物 等	個	1	1	令和2年度中
	個	2	2	未定

	缶	1	0	未定
--	---	---	---	----

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	廃棄予定
安定器	個	66	0	未定
	台	1	0	令和2年度中
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	—
その他汚染物等	kg	0	0	—

第四 実施状況の点検

実行計画の進捗状況については、「PCB 廃棄物の早期処理に係る関係省庁連絡会議」（平成 28 年 11 月 10 日 関係省庁申し合わせ）等を活用し、少なくとも 1 年ごとに点検を行う。点検は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごと、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び使用製品の種別ごとに、処分及び廃棄の予定量を踏まえ、定量的に行う。

また、取組の透明性を確保するとともに、率先的取組の波及を促す観点から、点検の結果は毎年度公表する。

第五 その他の措置

国土交通省が保管する低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、処分期間の末日である令和9年3月31日までに自ら処分又は処分委託を確実に終え、所有する低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、同期限までに率先して確実な廃棄・処分委託又はポリ塩化ビフェニルの除去に努めるものとする。

中でも、ポリ塩化ビフェニルは、その優れた耐食性、耐水性等により、一部の塗料に使用されており、当該塗料が塗装された道路橋等の鋼構造物の塗膜からポリ塩化ビフェニルが検出されている。これらのポリ塩化ビフェニル含有塗膜の大部分は低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物となると考えられる。そのため、平成30年11月より各省庁、地方公共団体及び民間事業者のポリ塩化ビフェニル含有塗料が使用された施設を対象に実施しているポリ塩化ビフェニル含有塗膜に係る調査について、環境省からの依頼に基づき継続的に実施し、国土交通省が管理する施設等についても十分に調査を行い、ポリ塩化ビフェニル含有塗膜の速やかな除去、廃棄及び処分委託に努めるものとする。

その他の低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び使用製品は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び使用製品とは状況・事情が異なるため、今後、それらの使用実態等の把握を十分に行うとともに、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び使用製品の処理に関する取組、進捗管理等を具体化する。

なお、平成31年3月末時点において、国土交通省が保管する低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物、所有する低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品等について、表22のとおり示す。

【表 22】 国土交通省が管理する施設等の低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品所有量等（平成31年3月末時点）

<低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	処分予定
変圧器等	個	1	令和2年度中
コンデンサー等	個	59	未定
	台	33	令和元年度中
	台	13	令和8年度中
	台	66	未定
	箱	1	未定
	缶	1	未定
安定器	台	93	未定
その他汚染物等	個	1	令和2年度中
	個	868	未定
	kg	39,465	未定

	台	20	未定
	箱	10	未定
	缶	1,478	令和元年度中
	缶	21	令和7年度中
	缶	2,673	未定

<低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

種別	単位	所有量	廃棄予定
変圧器等	台	1	令和元年度中
コンデンサー等	台	10	令和8年度中
	台	12	未定
安定器	台	0	—
その他汚染物等	缶	3	未定